

けんぽQ & A

Series58

Q 夫婦共働きですが、子供の扶養はどちらがすべきなのでしょうか？

A 最近、共働き夫婦が増加しつつありますが、子供を被扶養者にするのはどちらでも良いわけではありません。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- ① 被扶養者とすべき員数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者の届出が提出された日の属する年の前年度分の年間収入）の多い方の被扶養者とすることを原則とする。
- ② 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する人の被扶養者とすること。
- ③ 共済組合の組合員に対しては、その人が主たる被扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方またはいずれか一方が共済組合の組合員であって、その人の当該被扶養者に関し、扶養手当またはこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている人の被扶養者として差し支えないこと。
- ④ 前記①ないし③の場合において、この取扱いにつき、被用者保険関係保険者（共済組合を含む）に協議があるときは、ひとまず年間収入の多い方の被扶養者とし、その後に関係保険者間における協議に基づきいずれの人の被扶養者とすべきか決定すること。

なお、この協議によって行われた被扶養者の認定は将来に向かってのみ効力を有することとすること。

夫婦が同一の被用者保険の被保険者の場合、画一的に年間収入の多いほうの被扶養者とするということではなく、年間収入の多寡を認定するときの判断材料とし、当該家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うこととされています。

よって、年間収入の少ない方の被扶養者とする旨の届出があった場合でも、当該届出の趣旨も踏まえて、家計の実態等に照らし合わせて、主として年間収入の少ない方により生計を維持していると認められるときは、年間収入の少ないほうの被扶養者として差し支えない。